

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第6号 桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

雇用保険法の一部改正により、同法に規定する就業手当が廃止されることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

地方公務員には、雇用保険法が適用されず、同法に規定する各種失業給付が支給されません。このため、早期退職等で退職後の地方公務員が失業している場合には、雇用保険法と同程度の保障を退職手当として支給することとなっております。

このたび、雇用保険法が改正され、同法に規定する「就業手当(※)」が廃止されたことに伴い、条例から相当する退職手当の規定を削除するものです。

※早期再就職を促進することを目的として雇用保険法に「就業促進手当」が規定されており、その中に、①就業手当、②再就職手当、③就業促進定着手当等があります。

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)が令和6年5月17日に公布され、その一部が令和7年4月1日から施行されます。

雇用保険法に規定する「就業手当」については、全国的な人手不足の状況下において、規定を維持する意義が薄れたことや支給実績が少ないといった理由から廃止されることとなったため、本条例についても所要の改正を行おうとするものです。